

人吉市障がい者施設等支援給付金（物価等高騰対策）

1 給付金の目的

光熱水費・燃料費、食費等における物価等高騰の影響を受けて費用が増加している人吉市内の障がい者施設等の負担軽減を図り、安定的なサービス提供体制を確保することを目的として、交付対象者に対して給付金を交付します。

2 給付金の申請

○交付対象者 **本市内に下記「3」に掲げる障がい者施設等を開設又は管理し、今後も事業継続する意思がある者**

※申請は法人単位になります。申請の際は法人所管の全ての障がい者施設等を取りまとめて申請してください。

○申請方法等

・申請書等 **人吉市ホームページに掲載**

コンテンツ名：人吉市障がい者施設等支援給付金（物価等高騰対策）について

・受付期間 **令和7年6月6日（金）～ 6月30日（月）**

・申請方法 **郵送又は窓口持参**

※郵送の場合は、送達過程が記録可能な書留等をお願いします。

※給付金受取予定口座が申請法人名義と異なる場合、委任状（押印必要）も併せて提出してください。

・提出先等 **人吉市福祉課障がい者支援係（市役所1階7番窓口）**

〒868-8601 人吉市西間下町7-1

電話：0966-22-2111（内線1244）

3 対象施設・事業所等及び給付金額

対象区分	施設・事業所等	利用定員等と給付金の額
①訪問系	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護	4万5千円／箇所
②相談系	・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 ・障害児相談支援 ・就労定着支援 ・自立生活援助 ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援	4万5千円／箇所
③通所系	・生活介護 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・就労移行支援 ・就労継続支援（A型・B型） ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	・35人以下 6万2千円／箇所 ・36人以上 13万円／箇所
④入所系	・施設入所支援 ・短期入所支援（空床利用型を除く） ・共同生活援助 ・療養介護 ・福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設	・19人以下 9万円／箇所 ・20人以上39人以下 30万円／箇所 ・40人以上69人以下 51万6千円／箇所 ・70人以上89人以下 82万1千円／箇所 ・90人以上 103万1千円／箇所